

平成15年4月1日
北九州市水道局

貯水槽水道の管理について（お知らせ）

水道法の改正にともない、平成15年4月1日から、10立方メートル以下の貯水槽水道も、簡易専用水道（10立方メートルを超える貯水槽水道）と同様に、受水槽などを管理することが必要になりました。

つきましては、下記の点に留意し、適正な管理を行っていただくようお願いします。

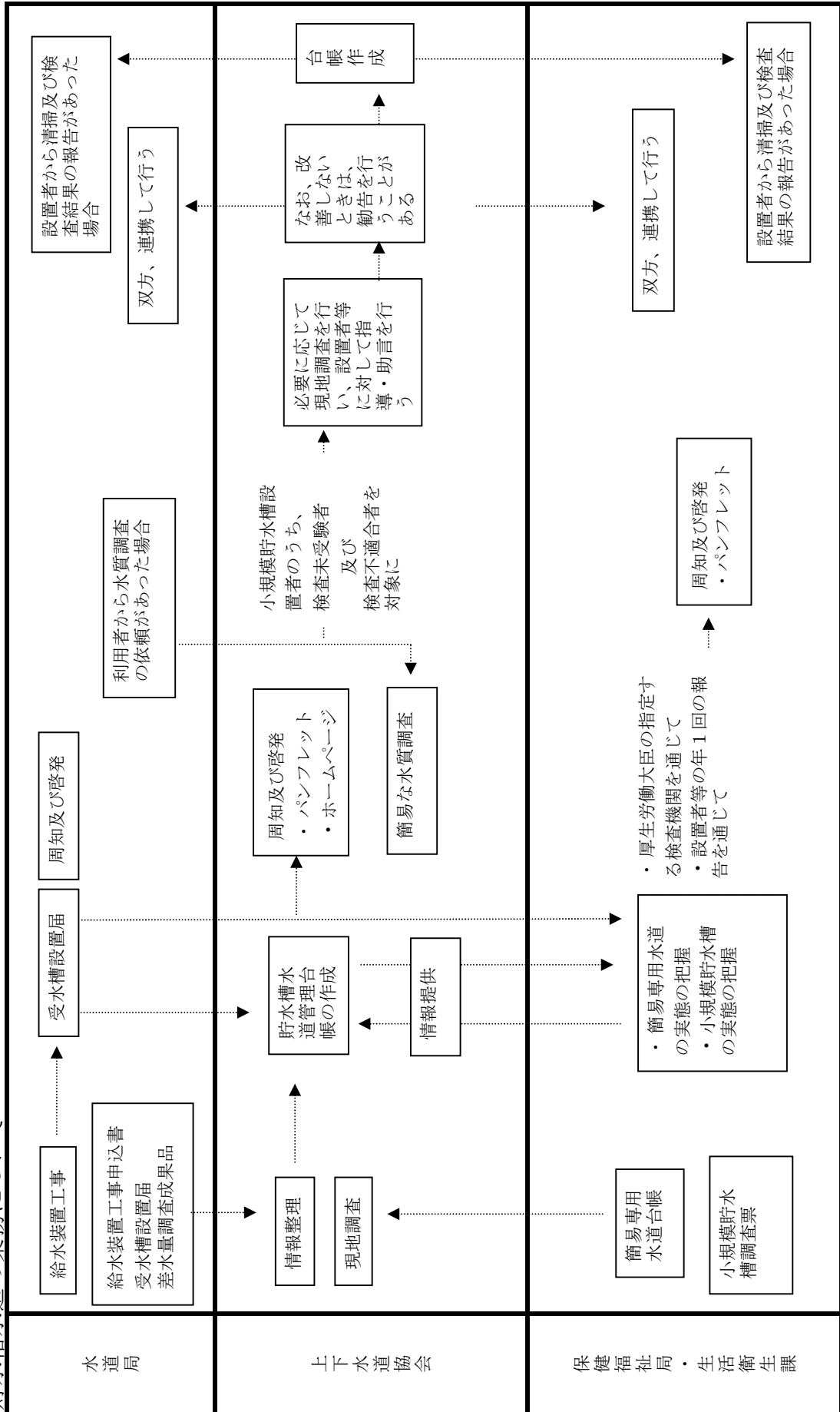
記

- 1 受水槽などの清掃や検査は、年1回、定期的実施してください。その際、清掃は県知事登録業者へ、検査は厚生労働大臣指定検査機関へ依頼していただくことをおすすめします。
- 2 清掃や検査の終了後は、その結果を所管の水道局工事事務所給水係まで報告してください。
- 3 マンホールの施錠など、受水槽などに不備があれば、早急に改善してください。
- 4 貯水槽水道の汚染が判明した場合や水が人の健康を害するおそれがある場合は、ただちに給水を停止して、利用者に知らせるとともに、所管の保健所へ連絡してください。

注) 貯水槽水道の適正な管理が行われていないときや改善が必要と判断されるときは、水道局が設置者や所有者へ指導または助言を行います。

なお、場合によっては、改善などの勧告を行い、利用者にお知らせすることがあります。

貯水槽水道の業務について



貯水槽水道 Q&A

- Q 1 貯水槽水道とは
水道事業及び専用水道以外の水道であって、水道事業から供給を受ける水のみを水源とした貯水槽を有する水道のこと。貯水槽の規模によらない水道の総称として、今回の水道法改正で新たに定義している。
- Q 2 簡易専用水道とは
貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量が10m³を超えるもの。
- Q 3 小規模貯水槽水道とは
貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量が10m³以下のもの。
- Q 4 専用水道とは
水道事業の水道以外で、居住人口101人以上又は1日最大給水量20m³を超える水道で、下記のいずれかに該当するもの。
①自己水源を持つもの。
②水道局の水のみを受水し、次の施設要件に合致するもの。
・水槽の有効容量の合計が100m³を超えるもの。
・口径25mm以上の導管の全長が1500mを超えるもの
- Q 5 簡易専用水道に関し、水道法で義務付けられている内容は
水槽の清掃、汚染の防止措置及び給水栓での水質検査などに関する管理基準に基づき、簡易専用水道の管理を行い、厚生労働大臣の指定する機関の検査を1年以内ごとに1回、定期的な受けることを指している。
- Q 6 小規模貯水槽水道で実施する検査は義務でなく、努力義務である理由は
水道法の改正の主旨から、安全で良質な水の供給を行うために、衛生部局との連携を行うこととなるが、水道事業者は、あくまでも給水契約に基づく、水道水の供給者としての立場からの関与に過ぎないもので、規制手法を履行する衛生部局との立場とは異なるためである。
- Q 7 水道法改正の目的は

貯水槽水道の管理の不徹底に起因して、しばしば水質の悪化などの衛生上の問題が発生し、水質面での不安を感じる利用者が多い。このことから、水道事業者が、貯水槽水道の設置者に適正な管理を求める等の適切な関与を行うことにより、その管理の徹底を図り、利用者の不安を取り除くもの。

Q 8 水道条例改正の目的は

水道法改正の目的達成のため、水道法で各水道事業者の供給規程(水道条例)に、水道事業者と貯水槽水道の設置者の責任に関する事項を定めることを求めている。そのため、それらを水道条例に新たに規定したもの。

Q 9 貯水槽水道の件数は

平成14年度末現在、貯水槽水道全体で8,267件あり、うち簡易専用水道は2,726件、小規模貯水槽水道は5,541件である。(保健福祉局データによる)

Q10 貯水槽水道の受検状況は

簡易専用水道の平成14年度の検査の受検率は76%、検査不適合率は32%である。(保健福祉局データによる)

Q11 設置者とは誰か

貯水槽水道を設置している者をいい、一般に貯水槽水道の設けられている建物等を所有している者をいう。したがって、貯水槽の管理を第三者に委託している場合であっても、管理責任は当該貯水槽水道の設置者に課せられる。

Q12 利用者とは

貯水槽水道により水の供給を受けている者をいう。

Q13 設置者の責任(条例第45条第2項)の「市長の定めるところ」とは

水道条例と連携する形で、保健福祉局において定められた北九州市小規模貯水槽水道衛生対策実施要領を指している。これは、小規模貯水槽水道の設置者も簡易専用水道に準じて、清掃などの管理基準を設けることや検査を履行することなど、その管理責任を規定している。

Q14 設置者の管理の状況に関する検査は義務か。また、罰則はあるのか

簡易専用水道においては、水道法により義務づけられており、違反した場合は100万円以下の罰金が課せられる。一方、小規模貯水槽水道は、管理や検査を行

うよう努める義務があるが罰則はない。

- Q15 管理者の関与（条例第46条）で規定している「必要があると認めるとき」とは具体的にどんなときか

貯水槽水道の設置者が当該貯水槽水道の管理やその状況に関し、適切に実施していない場合で、改善が必要と判断されるときをいい、そのときは、指導、助言、勧告を行う。

- Q16 管理者の関与（条例第46条第1号）で規定している指導、助言、勧告とは具体的にどんなものか

指導：貯水槽水道の管理について、例えば、水道事業者が水槽を清掃したほうがよい判断と場合、当該貯水槽の水道設置者に対して、定期的な清掃の実施の必要性を伝え、適正な管理について理解を得ようとする事。

助言：上記の措置にもかかわらず、貯水槽水道の設置者が適正な管理を実施しない場合、このまま放置することにより、問題となる事項などを説明し、再度管理の充実について理解を得ようとする事。

勧告：再三の指導、助言にもかかわらず、改善が行われない場合、水道事業者としての最終的な対応をいう。この場合、保健所からも指示、命令などが行われる可能性がある旨伝える。

- Q17 管理者の関与（条例第46条第2号）で規定している「情報提供をする」とは具体的にどのような内容のものか

- 1 貯水槽水道の管理及び検査の方法
- 2 清掃業者及び清掃費用
- 3 検査機関及び検査費用
- 4 検査の受検状況及びその結果
- 5 局で行った水質調査の結果

- Q18 周知の方法は

市政だよりやホームページへの掲載、パンフレットの配布等により、周知を行うこととしている。

- Q19 設置者は確実に把握できるか

貯水槽水道は、貯水槽を有し水道事業者から受ける水道水のみを水源とするものであることから、局の給水装置工事申込書、受水槽設置届などまた、保健福祉局の簡易専用水道台帳、小規模貯水槽調査表などから把握できるものと考えてい

る。

Q20 情報提供は誰でも受けられるか

貯水槽水道に関する一般的な情報は、誰でも情報提供を受けることができるが、個々の貯水槽水道に関する情報は、当該貯水槽水道により供給を受けている者だけを対象としている。

Q21 管理の状況の報告はどのようにするのか 誰が、誰に、いつ

簡易専用水道であれば、水道法に定められている検査機関が、法定検査の終了後、保健所に管理の状況報告を行っている。また、簡易専用水道以外の貯水槽水道については、局が設置者に対して、検査の終了後、簡易専用水道に準じて行うよう指導していく。

Q22 貯水槽水道の利用者から、局に水質調査の依頼があった場合の対応は

水道の利用者へのサービスとして、給水栓水にて、簡易な水質調査（色、濁り、臭い、味、異物の混入の有無又は残留塩素）を行う。

Q23 清掃業者と費用は

建築物の衛生的環境の確保に関する法律（通称「ビル管理法」）に基づき、「建築物飲料水貯水槽清掃業」として都道府県への登録制度となっており、登録業者は市内に89業者あり、清掃の費用は、10m³までが60,000円程度となっている。

Q24 清掃業者（建築物飲料水貯水槽清掃業）の登録を行うための条件は

建築物の衛生的環境の確保に関する法律（通称「ビル管理法」）施行規則により、建築物飲料水貯水槽清掃業の登録基準が定められており、登録する者（業者）は、機械器具を配置及び管理し、この業務に従事する者及び監督が一定の研修課程を修了しておくなどの条件がある

Q25 検査機関と料金は

簡易専用水道は、設置者が、水道法第34条の2第2項に規定する検査機関（市内には、財団法人北九州生活科学センター、財団法人北九州上下水道協会、社団法人北九州市薬剤師会、財団法人北九州市環境整備協会の4機関がある。）に依頼をすることになる。また、簡易専用水道以外の貯水槽水道も、簡易専用水道と同様の検査機関に依頼することが望ましいと考えている。なお、検査機関の検査手数料は、17,000円となっている。

Q26 水道法第34条の2第2項に規定する検査機関となるための条件は
検査について、適切な知識と経験があり、科学的かつ公正に行い得る公益法人
であることなどが条件となっており、申請により厚生労働大臣が指定を行う。